

# NPOを対象とした補助事業等の概要をまとめました。 ぜひご活用ください。

(平成28年度版)

教職員宿舎等の空き住宅・部屋の貸付	1
平成28年度高知県医療・介護・福祉ネットワークづくり費補助金	2
平成28年度高知県認知症高齢者見守り活動等事業費補助金	4
平成28年度高知県安心子育て応援事業費補助金	6
平成28年度高知県出合いのきっかけ応援事業費補助金	7
平成28年度高知県芸術祭 KOCHI ART PROJECTS 2017 助成金	9
民間国際交流・協力事業費補助金交付事業	10
平成28年度人権ふれあい支援事業	11
高知県産業振興推進総合支援事業費補助金	13
高知県地域の頑張る人づくり事業費補助金	16
商店街魅力向上事業費補助金（チャレンジショップ事業）	18
高知県観光拠点等整備事業費補助金	19
6次産業化支援業務	22
こうち山の日推進事業	23
こうち山の日県民参加支援事業	24
森林・山村多面的機能発揮対策交付金	25
高知県木の香るまちづくり推進事業費補助金	26
再生可能エネルギー利活用事業費補助金	28
高知県市町村等消費者行政推進事業費補助金	29

## お問合せ先等について

この資料は、高知県が行っている事業のうち、NPO等を対象とした事業について、関係課から県民生活・男女共同参画課に情報提供されたものをまとめたものです。

事業の詳細については、各事業調書の下欄に記載していますお問合せ先へお願いします。

高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課

## NPOが対象に含まれる事業の概要

事業名	教職員宿舎等の空き住宅・部屋の貸付
事業の目的	高知県教職員住宅の空き部屋・住宅を、NPOを含む県内に主たる事務所を置く公共的団体に貸し付けることにより、空き住宅等の有効活用を図るとともに、県民の地域での支え合いのための非営利活動を支援する。
公開時期	宿舎の入・退去者の情報を整理したうえで、その年度に貸出可能な住宅の情報を、県のホームページで公開予定。  ○教職員宿舎:教育委員会 教職員・福利課のホームページ <a href="http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/310601/">http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/310601/</a>
留意事項	空き部屋・住宅は現状のままでの貸付になります。『住居』としての使用や、短期間(およそ1ヶ月以内)の使用については、お貸しできませんのでご了承ください。
問い合わせ先	教育委員会事務局 教職員・福利課 職員厚生担当 電話:088-821-4905 FAX:088-821-4725 メールアドレス: 310601@ken.pref.kochi.lg.jp

## NPOが対象に含まれる事業の概要

事業名	平成28年度高知県医療・介護・福祉ネットワークづくり費補助金
事業種別	補助事業
事業の目的	地域包括ケアシステムの構築に資することを目的として、高齢者が住み慣れた地域で安全・安心に暮らせるための在宅医療と在宅介護との連携体制づくりの取組に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。
補助対象事業の概要	<p>1 補助事業の内容</p> <p>(1) ケアカンファレンス体制の確立及び普及</p> <p>(2) 在宅復帰支援システムの構築</p> <p>(3) 地域リハビリテーション連絡票の普及及び促進</p> <p>(4) その他事業の目的を達成するために必要な取組</p> <p>2 補助事業の要件</p> <p>(1) 医療と介護・福祉との連携を強化させるため、連携組織の取組に各郡市医師会等(病院又は医師)の参加があること。</p> <p>(2) 医療・介護・福祉の連携活動に取り組んでいる既存組織がない場合、連携組織を立ち上げ、地域の医療・介護・福祉の連携を充実させること。</p> <p>(3) 医療・介護・福祉の連携活動に取り組んでいる既存組織がある場合、現在の活動を継続させ、及び充実させるとともに、実施している活動を近隣市町村等に拡大させること。</p>
補助対象事業者の種類	補助事業者は、市町村(地方自治法(昭和22年法律第67号)第284条第3項に規定する広域連合を含む。)、社会福祉協議会、医師会若しくは活動範囲が複数の市町村にまたがる非営利団体又は任意団体とする。
補助率・補助額・補助対象経費	<p>1 補助率</p> <p style="padding-left: 20px;">10分の10</p> <p>2 補助対象経費の基本額</p> <p style="padding-left: 20px;">補助事業者ごとの補助の限度額は、次のとおりとする。</p> <p style="padding-left: 40px;">上限 100万円</p> <p style="padding-left: 40px;">下限 原則として 20万円</p> <p>3 補助対象経費</p> <p style="padding-left: 20px;">共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金並びに扶助費</p>

<p>申請手続き ・申請時期</p>	<p>1 申請手続き        当該活動地域を管轄する福祉保健所。ただし、事業の活動範囲が高知市又は複数の福祉保健所にわたる場合は、高齢者福祉課。</p> <p>2 申請時期        予算の範囲内で随時受付。</p>
<p>問い合わせ先</p>	<p>地域福祉部 高齢者福祉課 担当者名 有澤</p> <p>電話 088-823-9627</p> <p>FAX 088-823-9259</p> <p>メールアドレス 060201@ken.pref.kochi.lg.jp</p>

## NPOが対象に含まれる事業の概要

事業名	平成28年度高知県認知症高齢者見守り活動等事業費補助金
事業種別	補助事業
事業の目的	認知症の人及びその家族が住み慣れた地域でできる限り暮らし続ける事ができるよう、市町村が有意義と認める認知症の人及びその家族を地域ぐるみで支えるための見守り等の活動を実施する団体等の事業の立上げ経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。
補助対象事業の概要	<p>1 認知症高齢者等の見守り体制等の整備を行う事業          認知症の人及びその家族を支えるための見守りネットワークづくりや訪問等の見守り活動、高齢者の行方不明対応のための徘徊模擬訓練、認知症の人及びその家族の居場所づくり(認知症カフェ、つどいの開催)、傾聴ボランティア活動等の実施</p> <p>2 地域住民への支援・交流促進事業          介護サービス事業所(従事者)等による地域住民への支援や交流促進のための事業(認知症啓発活動や在宅介護の支援、認知症高齢者と地域住民との交流等)の実施</p>
補助対象事業者の種類	<p>次のア及びイに掲げる要件の全てに該当する団体等とする。</p> <p>ア 県内に事務所を有し、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与する活動を行っている特定非営利活動法人及び市民活動団体、ボランティア団体、地縁団体等の任意団体、一般社団・一般財団法人、公益社団・公益財団法人、社会福祉法人等であることとし、任意団体にあつては、規約等が定められており、継続的な活動が行われていること。</p> <p>イ 宗教活動又は政治活動を主目的とした団体でないこと。また、特定の公職者(候補者を含む。)又は政党を推進し、又は支持し、若しくは反対することを目的とした団体でないこと。</p>
補助率・補助額・補助対象経費	<p>1 補助率 10/10</p> <p>2 補助額          補助基準額(15万円)と、補助対象経費とを比較し、低い方の額に補助率を乗じた額(1,000円未満の端数切り捨て)</p> <p>3 補助対象経費          報償費、旅費、需用費(食糧費を除く)、役務費並びに使用料及び賃借料</p>

申請手続き ・申請時期	1 申請手続き 当該活動をする市町村に提出する。 2 申請時期 未定 (7月を目途に、高知県高齢者福祉課ホームページ上でお知らせする。)
問い合わせ 先	地域福祉部高齢者福祉課 担当者名 伊藤 電話 088-823-9627 FAX 088-823-9259 メールアドレス 060201@ken.pref.kochi.lg.jp

## NPOが対象に含まれる事業の概要

事業名	平成28年度高知県安心子育て応援事業費補助金
事業種別	補助事業
事業の目的	すべての家庭が安心して子どもを育てることができる環境づくりを進める
補助対象事業の概要	(1)臨時託児室の設置事業 ※面積、保育士等の配置基準あり (2)主に就学前の子どもがいる子育て家庭を対象としたイベント等開催事業
補助対象事業者の種類	(1)県又は県教育委員会の後援を受けた講演会等を開催する主催者 (2)「子育てサークル等のネットワークづくり実施要領」により、県に登録している子育てサークル
補助率・補助額・補助対象経費	(1)定額(上限10万円) 臨時託児室の設置に必要な保育者への謝金及び旅費、役務費(保険料)、使用料(布団や遊具のリース料、臨時託児室会場使用料等)(飲食に係るものを除く)  (2)定額(上限30万円) イベント開催に必要な外部講師への謝金及び旅費、役務費(保険料、郵送料等)、需用費(印刷製本費、消耗品費等(飲食に係るものを除く)、使用料(会場借上料等) ※子育てサークルの内部の者に対する謝金及び旅費、補助事業終了後も子育てサークルの財産となる備品購入費、領収書の提出ができないもの(外部講師の交通費を除く)は補助対象外
申請手続き・申請時期	(1)、(2)予算の範囲内で随時
問い合わせ先	地域福祉部少子対策課 担当者名 公文 電話 088-823-9717 FAX 088-823-9658 メールアドレス <a href="mailto:060501@ken.pref.kochi.lg.jp">060501@ken.pref.kochi.lg.jp</a>

## NPOが対象に含まれる事業の概要

事業名	平成28年度高知県出会いのきっかけ応援事業費補助金												
事業種別	補助事業												
事業の目的	<p>少子化の一因である晩婚化及び未婚化の対策のため、「高知家の出会い・結婚・子育て応援団」に登録している市町村等が結婚を望む独身男女に出会いの場を提供する「出会いのきっかけ応援事業」のうち、知事が認める事業に要する経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。</p>												
補助対象事業の概要	<p>市町村若しくは複数の市町村が中心となって組織する協議会又は民間の非営利団体が、県内に在住し、若しくは在勤し、又は将来高知県に住む希望がある20歳以上の独身者を対象に、1回のイベントにつき、公募により募集定員20名以上で実施する『「高知で恋しよ!!応援サイト」イベント実施要領』に基づいた事業</p>												
補助対象事業者の種類	<p>民間の非営利団体については、以下の要件をすべて満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県内に活動の本拠地を有し、補助事業を実施する体制が確保されていること。</li> <li>・ 団体として独立した経理を行っていること。</li> <li>・ 宗教活動又は政治活動を主たる目的とした団体でないこと、かつ、特定の公職者(候補者を含む。)又は政党を推薦、指示又は反対をすることを目的とした団体でないこと。</li> <li>・ 暴力団でないこと。また、暴力団もしくは暴力団員の統制下にある団体でないこと。</li> </ul>												
補助率・補助額・補助対象経費	<p>【補助率】 定額</p> <p>【補助限度額】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">イベント等実施回数</th> <th style="width: 25%;">補助金額</th> <th style="width: 50%;">加算対象及び加算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1回以上</td> <td style="text-align: center;">25万円</td> <td rowspan="3">独身者のニーズに対応したスキルアップにつながる婚活講座を実施する場合は、実施に係る経費に対して事業全体で5万円を限度に加算する。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3回以上</td> <td style="text-align: center;">30万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5回以上</td> <td style="text-align: center;">35万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>【募集事業数】 20事業程度</p>			イベント等実施回数	補助金額	加算対象及び加算額	1回以上	25万円	独身者のニーズに対応したスキルアップにつながる婚活講座を実施する場合は、実施に係る経費に対して事業全体で5万円を限度に加算する。	3回以上	30万円	5回以上	35万円
イベント等実施回数	補助金額	加算対象及び加算額											
1回以上	25万円	独身者のニーズに対応したスキルアップにつながる婚活講座を実施する場合は、実施に係る経費に対して事業全体で5万円を限度に加算する。											
3回以上	30万円												
5回以上	35万円												



<p>申請手続き ・申請時期</p>	<p>【申請手続き】 確認票提出後、補助金交付申請書により申請</p> <p>【申請時期】 H28.4～H29.2(予定) (※予算額に達した時点で受付終了)</p>
<p>その他留意 事項</p>	
<p>問い合わせ 先</p>	<p>地域福祉部少子対策課 担当者名 木下 電話 088-823-9717 FAX 088-823-9658 メールアドレス <a href="mailto:060501@ken.pref.kochi.lg.jp">060501@ken.pref.kochi.lg.jp</a></p>

## NPOが対象に含まれる事業の概要

事業名	平成28年度高知県芸術祭 KOCHI ART PROJECTS 2017 助成金
事業種別	補助事業
事業の目的	芸術文化活動を通じた地域づくり、交流人口の拡大を目的として、高知県内で開催される芸術文化活動に対し、支援を行う
補助対象事業の概要	(1)〈地域×アート〉をコンセプトに、地域住民が主体となって企画・実施する芸術文化活動。 (2)平成28年度高知県芸術祭開催期間中(9月15日(木)から12月11日(日))に実施されるもの(※事前の準備等に係る費用も助成対象)
補助対象事業者の種類	個人でも団体(実行委員会等)でも応募可能
補助率・補助額・補助対象経費	定額(1事業あたり上限額50万円) ・選考委員会にて、提出された申請内容と申請額を勘案し助成額を決定。 採択された事業には、助成金の交付を行う
申請手続き・申請時期	平成28年4月中旬頃から5月31日(火) 規定の申請書に必要事項記入のうえ、高知県芸術祭執行委員会事務局(高知県文化財団内)に持参または郵送 ※持参の場合は31日(金)17時15分まで、郵送の場合は当日必着
その他留意事項	・広報物等に指定クレジット等を記載すること ・指定の様式により実績報告を提出すること(事業終了後1ヶ月以内) ・後日開催する報告会(1月29日(日)予定)において、事業報告及びパネルディスカッション等に参加すること
問い合わせ先	文化生活部 文化推進課 担当者名 河村・隅田 電話 088-823-9793 FAX 088-823-9296 メールアドレス 140201@ken.pref.kochi.lg.jp

## NPOが対象に含まれる事業の概要

事業名	民間国際交流・協力事業費補助金交付事業
事業種別	補助事業
事業の目的	県下の国際化を促進するため、県内の民間国際交流・協力関係団体(以下「国際関係団体」という。)が行う国際交流、国際協力及び多文化共生事業(以下「国際交流等事業」という。)に対して、補助金を交付する。
補助(委託等)対象事業の概要	<p>補助金の交付の対象となる事業は、国際関係団体が直接実施する非営利事業で、次の各号に該当する国際交流等事業とする。</p> <p>(1) 県内在住外国人及び留学生等を支援する事業  (2) 国際交流、協力を目的とした講演会、展示会等の開催  (3) 開発途上地域を支援する国際協力事業  (4) 地域の国際化を促進する国際交流等事業  (5) その他、前条の目的を達成するための国際交流等事業</p>
補助対象事業者の種類	県内の国際関係団体
補助率・補助額・補助対象経費	<p>【補助率】 1/2以内  【補助限度額】 15万円  【補助対象経費】 補助対象事業の実施に要する直接経費(国際関係団体の運営費、事務費は除く)</p>
申請手続き・申請時期	<p>【募集期間】  平成28年4月20日まで(平成28年度予算 500千円)  【申請手続き】  申請書類等を、公益財団法人高知県国際交流協会に提出してください。</p>
その他留意事項	<p>【応募に必要な書類】  詳細は(公益)高知県国際交流協会のホームページをご覧ください。  <a href="http://www.kochi-kia.or.jp/">http://www.kochi-kia.or.jp/</a></p>
問い合わせ先	<p>(公財)高知県国際交流協会 吉田、大野  〒780-0870 高知市本町4丁目1-37  電話 088-875-0022 FAX 088-875-4929  メールアドレス info_kia@kochi-kia.or.jp</p>

## NPOが対象に含まれる事業の概要

事業名	平成28年度人権ふれあい支援事業
事業種別	補助事業
事業の目的	高知県内の市町村、NPO、ボランティア団体及び民間の任意団体等が、自らの企画立案により、県民の人権意識の向上のために実施する事業に要する経費の一部について支援します。
補助対象事業の概要	<p>高知県内で、広く県民を対象とした人権啓発を目的に実施される事業で、次に該当する非営利事業とします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 講演会、研修会、シンポジウムなどの開催</li> <li>2 啓発資料の作成及び配布を行うための事業</li> <li>3 地域づくりを推進するふれあい交流活動の開催</li> <li>4 人権啓発等の「きっかけ」となる様々な体験活動の開催</li> <li>5 その他、人権啓発に明らかに寄与すると認められた事業</li> </ol> <p>※ 他から補助を受けている事業や団体内部の活動にとどまるものなどは、対象外です。</p>
補助対象事業者の種類	<p>市町村、NPO、ボランティア団体及び民間の任意の団体等(PTA、町内会、老人クラブなど地域で活動している団体や企業、事務所を含む)で、次の要件を満たしている団体とします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 高知県内を拠点として活動していること。</li> <li>2 政治団体、宗教団体でないこと。</li> <li>3 暴力団又は役職員が暴力団員でないこと。暴力団又は暴力団員等がその団体等の経営又は運営に関与していないこと。</li> <li>4 支部等を有する団体については、県単位の連合体を1団体とすること。 ただし、会則、会計が独立している単位団体については、1団体として認める。</li> <li>5 団体等内部の予算において支援対象事業の位置づけが示せること。</li> <li>6 明朗な会計、経理を実施及び報告ができること。</li> <li>7 平成25年4月1日から平成28年3月31日までの3年間連続して本要領に基づく支援を受けていないこと。</li> </ol>

補助率・補助額・補助対象経費	<p>支援率:支援対象経費の80%以内  支援額:1件当たり20万円を上限とする  支援対象経費:  賃金、謝金(1人の講師に対する謝金は20万円を上限とする)、旅費、物品購入費、印刷製本費、通信運搬費、会場使用料及び賃借料、その他必要な経費(ただし、食糧費、備品購入費など支援対象外となる経費があります)</p>
申請手続き・申請時期	<p>申請手続き:支援を希望する団体等は、申請書類を公益財団法人高知県人権啓発センターに提出してください。  募集期間:平成28年6月1日から6月15日まで  (平成28年度予算1,400千円)</p>
その他留意事項	<p>応募に必要な書類や詳細は、公益財団法人高知県人権啓発センターのホームページをご覧ください。  <a href="http://www.kochi-jinken.or.jp/">http://www.kochi-jinken.or.jp/</a></p>
問い合わせ先	<p>公益財団法人高知県人権啓発センター 企画啓発課 主事 松本  〒780-0870 高知市本町4丁目1-37  電話:088-821-4681 FAX:088-821-4440  メールアドレス:center@kochi-jinken.or.jp</p>

## NPOが対象に含まれる事業の概要

事業名	高知県産業振興推進総合支援事業費補助金
事業種別	補助事業
事業の目的	高知県産業振興計画を効果的に実行するため、商品の企画・開発、加工、販路拡大等、生産段階から販売段階までの取組、観光産業の振興に資する取組等を総合的に支援することを目的とします。
補助対象事業の概要	<p>補助金の交付の対象となる事業は、地域アクションプラン等産業振興計画に位置付けられた取組又はこれに準ずると認められる取組であって、次に掲げるもの</p> <p>(1) ステップアップ事業</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 県が定める産業人材の育成事業を受講した者が実施する取組であって、知事が別に定める要件を満たす事業</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 事業等の立ち上げ段階又は試行段階にある取組であって、知事が別に定める要件を満たす事業</p> <p>(2) 一般事業</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 本県の産業振興に資すると認められる事業(一般事業(通常分))</p> <p style="margin-left: 20px;">イ アに掲げる事業のうち、産業振興計画で目指す、現状を変えようとする次に掲げるいずれかの取組であって、地域の雇用創出、所得向上等地域への経済波及効果が高い取組として知事が別に定める要件を満たす事業(一般事業(特別分))</p> <p style="margin-left: 40px;">(ア) 地域資源の付加価値を高める取組</p> <p style="margin-left: 40px;">(イ) 新たなビジネス手法の導入又は仕組みづくりに向けた取組</p> <p style="margin-left: 40px;">(ウ) 新分野・新事業への進出に向けた取組</p> <p>(3) 特別承認事業</p> <p style="margin-left: 20px;">国の補助事業若しくは国の外郭団体が国からの補助金を原資に実施する事業又は県の他の補助事業を活用して実施する事業のうち、補助目的に合致し、(2)のイに該当すると認められる事業</p>
補助対象事業者の種類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市町村、一部事務組合</li> <li>・ 農業協同組合、森林組合、漁業協同組合</li> <li>・ 特例民法法人、公益社団法人、公益財団法人、社会福祉法人</li> <li>・ 特定非営利活動法人</li> <li>・ 中小企業者(個人事業者含む)、中小企業団体 など</li> </ul>

<p>補助率・補助額・補助対象経費</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ステップアップ事業  補助率:1/2以内  補助額:下限100千円 上限2,000千円  補助対象経費:商品及び技術の開発等のために必要な経費等(ハード事業を除く)  ※最長3年間のうちで、複数回の利用が可能</li>   <li>・ 一般事業(通常分)  補助率:1/2以内  補助額:上限50,000千円  (※市町村等が策定するクラスタープランに位置づけること等を要件に、5,000万円を上限に加算することができる。)  補助対象経費:商品及び技術の開発等のために必要な経費等</li>   <li>・ 一般事業(特別分)  補助率:2/3以内(但し、企業等のハード事業については1/2以内)  補助額:上限50,000千円  (※市町村等が策定するクラスタープランに位置づけること等を要件に、5,000万円を上限に加算することができる。)  補助対象経費:商品及び技術の開発等のために必要な経費等</li>   <li>・ 特別承認事業  補助率:2/3以内  補助額:上限50,000千円  補助対象経費:補助を受けようとする国等の事業の規定によります。</li> </ul>
<p>申請手続き ・申請時期</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般事業及び特別承認事業は、高知県産業振興推進総合支援事業費補助金審査会(原則として月1回開催)で、事業の適格性等について審査を受けていただく必要があります。</li> <li>・ 詳細は、計画推進課HPをご覧ください。  <a href="http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/120801/">http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/120801/</a></li> </ul>
<p>その他留意事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原則として、市町村を通じた間接補助ですので、市町村の予算措置が必要です。</li> <li>・ 詳細は、計画推進課HPをご覧ください。  <a href="http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/120801/">http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/120801/</a></li> </ul>

<p>問い合わせ先</p>	<p>産業振興推進部 計画推進課 担当者名 深谷、上田  電話 088-823-9333 FAX 088-823-9255  メールアドレス <a href="mailto:120801@ken.pref.kochi.lg.jp">120801@ken.pref.kochi.lg.jp</a>  又は、  各地域産業振興監駐在所</p> <p>安芸地域 電話 0887-34-1270 FAX 0887-34-1271  物部川地域 電話 0887-57-0015 FAX 0887-57-0016  高知市地域 電話 088-826-5037 FAX 088-826-5038  嶺北地域 電話 0887-70-1015 FAX 0887-70-1016  仁淀川地域 電話 088-852-7256 FAX 088-852-7257  高幡地域 電話 0889-40-0205 FAX 0889-40-0206  幡多地域 電話 0880-35-8616 FAX 0880-35-8617</p>
---------------	---



## NPOが対象に含まれる事業の概要

事業名	高知県地域の頑張る人づくり事業費補助金
事業種別	補助事業
事業の目的	産業振興や地域振興の取り組みを牽引する意欲ある担い手を地域が育成する仕組みづくりを応援することで、地域での新たな挑戦を促すことを目的とします。
補助対象事業の概要	<p>産業振興や地域振興の取り組みを牽引する意欲ある担い手を育成するために、地域が主体となって実施する研修事業、又は当該研修事業の効果を高めるために必要な視察事業であって、次の要件を全て満たすもの</p> <p>(1) 産業振興や地域振興に関する任意のテーマで開催する3回以上の連続講座であること。</p> <p>(2) 3名以上の受講者(同一の者)が連続講座の全ての回に出席すること。</p> <p>(3) 視察研修の実施にあたっては、講師が同行し、視察ポイントの解説を行う等により、その効果が十分に確保できるものであること。</p>
補助対象事業者の種類	<p>市町村等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村、一部事務組合、広域連合等</li> </ul> <p>地域団体</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・商工会、商工会議所、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、公益社団法人、第三セクター、特定非営利活動法人、観光協会等</li> </ul> <p>任意団体</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・共同体、協議会、グループ等</li> </ul> <p>※任意団体とは、3以上の個人又は法人で構成される法人格のない団体。          ※任意団体が事業実施主体の場合は、市町村を通じた間接補助とする。</p>
補助率・補助額・補助対象経費	<p>補助率:</p> <p>① 研修会の開催経費: 定額(市町村が事業実施主体となる場合は2/3以内)</p> <p>② ①の研修効果を高めるために必要な視察研修の経費: 1/2以内</p> <p>補助限度額: 1事業あたり3,000千円          (但し、視察研修に係る経費は補助対象経費の総額の1/4以内)</p>

申請手続き ・申請時期	随時受付(但し予算の範囲内)
その他留意 事項	詳細は、計画推進課HPをご覧ください。 <a href="http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/120801/">http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/120801/</a>
問い合わせ 先	産業振興推進部 計画推進課 担当者名 田所 電話 088-823-9334 FAX 088-823-9255 メールアドレス 120801@ken.pref.kochi.lg.jp 又は、 産業振興推進地域本部 安芸地域本部 電話 0887-34-1270 FAX 0887-34-1271 物部川地域本部 電話 0887-57-0015 FAX 0887-57-0016 高知市地域本部 電話 088-826-5037 FAX 088-826-5038 嶺北地域本部 電話 0887-70-1015 FAX 0887-70-1016 仁淀川地域本部 電話 088-852-7256 FAX 088-852-7257 高幡地域本部 電話 0889-40-0205 FAX 0889-40-0206 幡多地域本部 電話 0880-35-8616 FAX 0880-35-8617

## NPOが対象に含まれる事業の概要

事業名	商店街魅力向上事業費補助金(チャレンジショップ事業)
事業種別	補助事業
事業の目的	商店街等の空き店舗を活用し、新規開業希望者の育成や出店支援を行おうとする商店街振興組合等の商工団体等を支援し、商店街の賑わい創出や活性化につなげることを目的としています。
補助対象事業の概要	<p>新規開業希望者が将来の開業を目指し、お試し開業ができる施設(チャレンジショップ)を開設する取組みで、商工団体等が実施する以下の事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・チャレンジショップの運営</li> <li>・チャレンジショップに出店し、その店舗を経営するチャレンジャーの募集及び育成</li> <li>・チャレンジャーのチャレンジ期間終了後の商店街への出店支援</li> <li>・チャレンジショップを活用して行う商店街の活性化を図る事業</li> </ul>
補助対象事業者の種類	商工団体等: 商店街振興組合、商工会、商工会議所、事業協同組合、商店街振興等の取組みを進めるNPO
補助率・補助額・補助対象経費	<p>【補助率】 補助対象経費の3分の2以内</p> <p>【補助対象経費】 チャレンジショップの運営等に係る職員の賃金、社会保険料等の法定福利費、使用料及び賃借料、役務費、委託料、消耗品費、光熱水費、印刷製本費、修繕費並びに旅費</p>
申請手続き・申請時期	随時
その他留意事項	まずは、ご相談ください。
問い合わせ先	<p>商工労働部 経営支援課 担当者名 飯田 聖子</p> <p>電話 088-823-9679 FAX 088-823-9138</p> <p>メールアドレス 150401@ken.pref.kochi.lg.jp</p>

## NPOが対象に含まれる事業の概要

事業名	高知県観光拠点等整備事業費補助金
事業種別	補助事業
事業の目的	地域が主体となった全国からの誘客につながる観光地づくりを推進するため、観光拠点の整備及び観光資源の発掘、磨き上げ等の取組を総合的に支援することを目的とします。
補助対象事業の概要	<p>補助金の交付の対象となる事業は、次に掲げるものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 観光拠点整備事業 地域アクションプラン等産業振興計画に位置づけられた取組又はこれに準ずると認められる取組であって、全国から人を呼ぶことができる広域観光の核となる観光拠点の整備又は観光客の滞在日数、観光消費の拡大等、地域での観光振興の底上げにつながるもの</li> <li>2 観光商品磨き上げ事業 地域アクションプラン等産業振興計画に位置づけられた取組又はこれに準ずると認められる取組であって、既存の観光商品の更なる磨き上げ又は新たな観光商品の創出等、観光客の増加を図るもの</li> <li>3 観光資源創出支援事業 地域アクションプラン等産業振興計画に位置づけられた取組又はこれに準ずると認められる取組のうち事業等の立ち上げ段階若しくは試行段階にある取組</li> <li>4 広域観光圏二次交通支援事業 観光客の利便性を高め、2市町村以上の主要観光地を貸切バスを用いて周遊する、募集型企画旅行の実施に係る取組</li> <li>5 地域観光クラスター化支援事業 地域において事業者が連携して周遊化や事業規模の拡大に向けた地域観光クラスターを形成する取組</li> </ol>
補助対象事業者の種類	<p>補助対象事業1～4：市町村、一部事務組合、広域連合 補助対象事業5：「土佐の観光創生塾」の受講者</p>

	補助事業	補助対象経費	補助率	補助限度額
補助率・補助額・補助対象経費	1 観光拠点整備事業	1 体験・滞在型の観光の推進に必要な施設、設備等の経費 2 既存の観光商品の商品価値を高める取組に係る経費 3 1及び2に掲げるもののほか、知事が必要があると認める経費	3分の2以内 (営利性が強いと判断される案件の場合におけるハード事業は、2分の1以内)	1補助事業当たり 3億円 (ただし、その内容を十分に精査して経済波及効果が投資額以上に見込めるものについては、別途協議する。)
	2 観光商品磨き上げ事業		2分の1以内	1補助事業当たり 5,000万円
	3 観光資源創出支援事業	1 観光の情報発信及び体験型観光のメニューづくり等のために必要な経費 2 1に掲げるもののほか、知事が必要があると認める事業に関する経費	2分の1以内	1市町村等当たり 10万円以上 200万円以下
	4 広域観光圏二次交通対策支援事業	観光地の周遊性を高めるために必要な二次交通の運行支援に係る経費	3分の1以内	1補助事業当たり 400万円
	5 地域観光クラスター化支援事業	受講者が中心となり2事業者以上が連携して周遊化や事業規模拡大に向けた地域観光クラスターを形成する取組に必要な経費	2分の1以内	1補助事業当たり 50万円以上 200万円以下

<p>申請手続き ・申請時期</p>	<p>申請手続き:所定の様式により、補助対象事業者を通じて申請手続きを行っていただきます。</p> <p>申請時期:補助対象事業者に随時お知らせします。</p>
<p>その他留意事項</p>	<p>・補助対象事業1～4については、市町村、一部事務組合又は広域連合を通じた間接補助ですので、当該団体の予算措置が必要です。</p> <p>・「土佐の観光創生塾」の受講を希望される方は、別途地域観光課までご連絡ください。</p>
<p>問い合わせ先</p>	<p>観光振興部地域観光課 担当者名 地部田  電話 088-823-9706 FAX 088-823-9256  メールアドレス 020601@ken.pref.kochi.lg.jp</p>

## NPOが対象に含まれる事業の概要

事業名	6次産業化支援業務
事業種別	委託事業
事業の目的	農山漁村における6次産業化の取組を推進するため、相談窓口(6次産業化サポートセンター)を設置し、農林漁業者等へのサポート活動を実施する。
委託事業の概要	<p>1 個別相談 常設の相談窓口を設置して、農林漁業者等からの相談対応や案件発掘を行うとともに、必要に応じ、6次産業化の取組を支援する「6次産業化プランナー」を派遣して、課題解決に向けた助言を行う。</p> <p>2 計画策定支援 「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」に基づく総合化事業計画の認定に向けたサポート及び当該認定後のフォローアップ並びに事業認定後の補助事業等に係る申請等の支援及び手続のサポート等を実施する。</p> <p>3 「6次産業化支援チーム」が取り組む事業者支援へのサポート 「6次産業化支援チーム」が、支援計画の策定、実行及び見直し等を実施するに当たり、専門的知見からアドバイスを行うとともに、必要に応じて、ミーティング等へ参加し、事業者訪問等を行う「専門企画推進員」を提供する。</p> <p>4 6次産業化プランナー及び専門企画推進員の派遣に係る日程調整、進行管理及び評価</p> <p>5 本業務の実施に関する情報発信(メールマガジンの開設を含む。)</p> <p>6 その他</p>
委託事業者の種類	NPO法人、その他の企業、団体 (募集要領「資格要件」による)
委託金額・委託料対象経費	委託金額: 16,500千円以内(消費税額及地方消費税額を含む) 委託対象経費: 人件費、謝金、旅費、需用費、使用料 他
申請手続き・申請時期	募集期間 平成28年3月23日～平成28年4月7日(企画提案書の締切)
その他留意事項	公募型プロポーザル方式による
問い合わせ先	農業振興部 地域農業推進課 担当者名: 有吉 電話: 088-821-4537 FAX: 088-873-5162 メールアドレス: <a href="mailto:160201@ken.pref.kochi.lg.jp">160201@ken.pref.kochi.lg.jp</a>

## NPOが対象に含まれる事業の概要

事業名	こうち山の日推進事業
事業種別	補助事業
事業の目的	「こうち山の日」に関する普及啓発事業及び森の案内人の養成に取り組む団体等に対し補助する。
補助対象事業の概要	<p>ア森づくり ①間伐 ②環境整備 ③植栽 ④竹林整備</p> <p>イ木使い ⑤木工 ⑥木材普及</p> <p>ウ森林体験と教育 ⑦森林体験 ⑧森林環境教育 ⑨山の日先生派遣</p>
補助対象事業者の種類	市町村等又は高知県内に事務局等を置く法人若しくは任意団体
補助率・補助額・補助対象経費	<p>(1)定額、10/10以内(事業実施主体が市町村等の場合は1/2以内)</p> <p>(2)補助限度額</p> <p>上段のうち、</p> <p>①から⑧にあつては250千円以内</p> <p>⑨にあつては750千円以内</p>
申請手続き・申請時期	所定の様式により、5月末までに(公社)高知県森と緑の会へ事業計画書を提出 企画選定委員会において、事業計画書を審査のうえ選定
問い合わせ先	<p>林業振興・環境部 林業環境政策課 担当者名 亀川</p> <p>電話088-821-4586 FAX088-821-4576</p> <p>メールアドレス 030101@ken.pref.kochi.lg.jp</p>



## NPOが対象に含まれる事業の概要

事業名	こうち山の日県民参加支援事業
事業種別	委託事業
事業の目的	「こうち山の日」の制定趣旨に基づき、県民が参加可能な森林保全ボランティア活動を実施し、県民が森づくりに参画しやすい環境を創出する。
委託対象事業の概要	こうち山の日ボランティアネットワークに当事業を委託。 当ネットワークに所属する森林保全ボランティア団体が、事業の目的に沿った森林保全ボランティア活動を実施した場合、指導にかかる賃金、保険料等を当該委託料から支払う。
委託対象事業者の種類	こうち山の日ボランティアネットワークに加盟する任意団体
補助率・補助額・補助対象経費	定額、10/10以内
申請手続き・申請時期	こうち山の日ボランティアネットワーク((一社)高知県山林協会内)に申請
問い合わせ先	林業振興・環境部 林業環境政策課 担当者名 東 電話088-821-4586 FAX088-821-4576 メールアドレス <a href="mailto:030101@ken.pref.kochi.lg.jp">030101@ken.pref.kochi.lg.jp</a>

## ■財政的な支援

3 支え合い活動 ⇨ 1 生活基盤づくり ⇨ ⑥ その他

### ○森林・山村多面的機能発揮対策交付金

事業の目的	森林の有する多面的機能を発揮させるために、地域の活動組織が実施する里山林など森林の保全管理や山村活性化の取り組みに対して支援する。
補助先	活動組織(地域住民が森林所有者やNPO 法人等の合意により設置する民間共同組織)
補助率	定額(1/2相当)
補助対象事業	里山保全活動、森林資源や森林を利用する活動等
事業実施主体	活動組織
補助限度額	<p>①活動推進費(初年度のみ) 現地の林況調査、活動計画に基づく取組に関する話し合い、研修等 15万円</p> <p>②地域環境保全タイプ(里山林保全:雑草木の刈払い・集積・処理等) 16万円/ha</p> <p>③地域環境保全タイプ(進入竹除去・竹林整備:竹、雑草木の伐採・搬出・処理等) 38万円/ha</p> <p>④森林資源利用タイプ:木質バイオマス・炭焼き・しいたけ原木等のための未利用資源の伐採・搬出・加工等 16万円/ha</p> <p>⑤森林機能強化タイプ 1千円/m</p> <p>⑥教育・研修活動タイプ:森林環境教育、森林レクリエーション等 5万円/回(12回(60万円)を上限とする。)</p> <p>⑦資機材・施設整備 1/2以内</p> <p>※1活動組織あたり、合計で500万円/年 以内</p>
事業例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放置竹林の整備を地域住民で行い、環境を保全すると共に地域の活性化を図った。</li> <li>・林業研究会が主体となり、地域の住民に協力を求め、荒れた海岸林(松原)を整備した。</li> <li>・NPO 団体が学校林を活用して、生徒に森林環境教育を実施した。</li> </ul>
スケジュール	4月28日までに計画書を高知県森と緑の会(高知県の地域協議会)に提出(以降、当該予算執行状況による)
事業の流れ	<pre> graph LR     A[活動組織で計画を作成し、 地域協議会へ提出] --&gt; B[地域協議会が国 へ交付申請]     B --&gt; C[国が交付決定]             </pre>
担当課室	林業環境政策課(Tel 088-821-4586)

## NPOが対象に含まれる事業の概要

事業名	高知県木の香るまちづくり推進事業費補助金
事業種別	補助事業
事業の目的	「木の文化県構想」に基づく「木に親しむ」及び「木を活かす」活動の一環として多くの県民等が利用する公共的空間の場の木質化を図り、木の良さを体感することで、木材及び森林に関する理解と関心を深めることを目的とし、森林環境税を活用し補助金を交付する。
補助(委託等)対象事業の概要	<p>○公共的施設整備「以下(公共)という。」 PR効果の高い公共的施設における玄関等の木質化・木製品の導入</p> <p>○学校関連環境整備「以下(学校)という。」 子どもが利用する施設における教室等の木質化・木製品の導入</p> <p>○屋外景観施設等整備「以下(屋外)という。」 観光地や市街地等のPR効果の高い屋外へ設置する木製施設</p>
補助(委託等)対象事業者の種類	<p>○公共:市町村、社会福祉法人、医療法人、財団法人、県内に事務所を置く企業、団体等</p> <p>○学校:市町村、市町村教育委員会、社会福祉法人、学校法人、財団法人、その他許可外保育施設の設置者</p> <p>○屋外:市町村、団体、バス事業者等</p>
補助率・補助額・補助対象経費(委託金額・委託料対象経費)	<p>・補助対象経費</p> <p>ア 公共:玄関、ロビーその他県民の目に触れる機会が多い公的空間の木質化及び当該木質化と一体となった木製品又はすでに木質化された施設への木製品の導入経費</p> <p>イ 学校:木製(県産材)の机、椅子、遊具等の導入経費及び生徒が利用する保育室、教室等の木質化に係る経費</p> <p>ウ 屋外:木製のバス待合室、休憩所、案内版、防護柵等の導入経費</p> <p>・補助率 1/2以内。ただし、公共・学校の場合は補助金額25,000円以上の場合、屋外は補助金額50,000円以上の場合に限る。</p> <p>・限度額 一施設当たり400万円、一事業主当たりの事業種別の限度額500万円</p>
申請手続き・申請時期	<p>提出物:補助金交付申請書(2通)</p> <p>提出期限:平成28年6月3日 (ただし、予算に達しない場合は追加募集あり。)</p> <p>提出先:所轄する林業(振興)事務所</p>

その他留意事項	詳しくは、木材産業振興課ホームページ「高知県木の香るまちづくり推進事業費補助金交付要綱」をご覧ください。(http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/030501/)
問い合わせ先	林業振興・環境部 木材産業振興課 担当者名:川村・大野 電話 088-821-4592 FAX 088-821-4594 メールアドレス <a href="mailto:030501@ken.pref.kochi.lg.jp">030501@ken.pref.kochi.lg.jp</a>

## NPOが対象に含まれる事業の概要

事業名	再生可能エネルギー利活用事業費補助金
事業種別	補助事業
事業の目的	本県の自然条件等の地域資源を生かした再生可能エネルギーの利活用を促進し、産業振興、地域活性化及び地球温暖化対策に寄与すること。
補助対象事業の概要	<p>①再生可能エネルギー事業化促進事業 可能性調査・現地測量等の各種調査業務、事業化のための仕組みづくり（ビジネスモデルの検討等）及び各種設計業務など</p> <p>②再生可能エネルギー利活用促進普及事業 人材づくりや協議会等の組織づくり、協議・検討作業並びに広報活動等の普及啓発事業など</p>
補助対象事業者の種類	市町村、一部事務組合、広域連合、複数の市町村が組織する協議会、市町村等の補助を受けて当該事業を行うNPO
補助率・補助額・補助対象経費	<p>①再生可能エネルギー事業化促進事業 補助対象事業費の50%以内</p> <p>②再生可能エネルギー利活用促進普及事業 定額50万円以内</p>
申請手続き・申請時期	<p>随時</p> <p>※審査委員によるプレゼンテーション審査を経て決定</p>
問い合わせ先	<p>公営企業局 電気工水課 担当者名 福田 健一</p> <p>電話 088-821-4920 FAX 088-821-4626</p> <p>メールアドレス 610301@ken.pref.kochi.lg.jp</p>

## NPOが対象に含まれる事業の概要

事業名	高知県市町村等消費者行政推進事業費補助金
事業種別	補助事業
事業の目的	消費者を取り巻く環境が複雑・多様化する中で、悪質商法の被害を被ったり、商品事故等に巻き込まれたりする消費者被害を防ぐために、地域の実情に合わせて、県内の消費者団体等が取り組む消費者への普及・啓発や消費者の自立のための学習活動などの事業に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。
補助対象事業の概要	<p>一般消費者に対する消費生活に関する情報提供や啓発の実施、契約・食・環境等暮らしに関する様々な問題についての学習活動等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 講演会開催</li> <li>・ 啓発チラシ作成及び配布</li> <li>・ 寸劇</li> <li>・ 勉強会など</li> </ul>
補助対象事業者の種類	<p>以下の要件のすべてに該当する団体、グループ、サークル等</p> <p>(1) 県内に所在し、県内で消費生活に関し継続して活動していること。</p> <p>(2) いわゆる宗教活動、政治活動、選挙活動及び営利活動を目的としないこと。</p>
補助率・補助額・補助対象経費	<p>1 補助率 10分の10</p> <p>2 補助対象経費の限度額 補助金額1団体あたり50万円を上限とし、10万円を下限とする。 (1,000円未満の端数は切り捨て。) 団体構成員の人件費及び事務費等、経常的な運営費は補助対象外。</p> <p>3 補助対象経費 報償費、旅費、需用費(消耗品、印刷製本費)、委託料、役務費、使用料及び賃借料</p>
申請手続き・申請時期	<p>第1回目の補助対象募集 5月～6月頃を予定 (採択団体の決定は審査による。)</p> <p>第1回目の募集で、予算額に達しなかった場合は、別途追加募集実施予定</p>

<p>その他留意事項</p>	<p>補助金詳細(補助金交付要綱、募集要領、審査要領等)については、募集開始後、県民生活・男女共同参画課ホームページでご確認ください。  <a href="http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/141601/">http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/141601/</a></p>
<p>問い合わせ先</p>	<p>文化生活部 県民生活・男女共同参画課 担当者名 笠木  電話 088-823-9653 FAX 088-823-9879  メールアドレス 141601@ken.pref.kochi.lg.jp</p>